

神栖市公告

公共下水道の供用開始について

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、公告の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神栖市長 石田 進



- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
令和6年3月29日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域（分区）
  - 1) 和田山分区
  - 2) 神栖北部分区
  - 3) 大野原分区
  - 4) 知手西部分区
  - 5) 知手・日川分区
  - 6) 土合分区
  - 7) 石神・芝崎・萩原分区
- 3 供用（下水の処理）を開始する区域（地番）  
関係図書のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の位置（整備済幹線）  
関係図書のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の分流式、または合流式の別  
分流式
- 6 縦覧場所  
神栖市役所 都市整備部 下水道課